

処 分 基 準

令和 6 年 4 月 1 日作成

法 令 名：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：	第25条第2項第3号
処 分 の 概 要：	自動車運転代行業を営む者に対する営業の廃止命令
原 権 者：	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件） 第4条（認定） 第5条第3項（認定拒否の通知） 第7条第1項（認定の取消し）
処 分 基 準：	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。
問 い 合 わ せ 先：	警察本部交通部交通総務課
備 考：	